

札幌市学校検尿検討委員会設置要綱

制定 令和5年10月2日

教育長決裁

(目的)

第1条 学校保健安全法第13条第1項に定める定期健康診断の一環として、同法施行規則（以下「規則」という。）第6条第1項第10号及び第7条第7項に基づき、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）を対象として学校検尿を実施するにあたり、専門的な立場から意見を聞くため、札幌市学校検尿検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱における「懇話会」として設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員会は、学校検尿の実施方法について意見を述べるものとする。
- (2) 委員会は、尿検査の結果から、児童生徒等の健康課題について指導・助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、札幌市内の内科学校医および専門医から教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が途中交代した際の後任者の委嘱期間は前任者の委嘱期間を引き継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別な事項の意見聴取を行う必要があるときには、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験者及びその他関係団体等のうちから教育長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別な事項に関する意見聴取が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会が特に必要と認めるときには、委員の代理出席を認めることができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席した場合には、日額 12,500 円（税込み）の謝礼を支給する。

2 前項の規定は、委員が参集せずに会議に参加した場合も同様とする。

3 委員が参集して会議に参加した場合の交通費は実費弁償とする。

4 前項の規定は、第6条第2項により代理出席した者に準用する。

(会議録の公開)

第8条 委員会開催後は、会議録を作成の上公開することとする。ただし、児童生徒等の個人情報に関わる内容については、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員で委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学校施設担当

部長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、令和 5 年 10 月 2 日から適用する。